

船舶インシデント調査報告書

令和5年12月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和4年10月8日 18時15分ごろ
発生場所	徳島県阿南市富岡港東方沖 青島灯台から真方位035°1.4海里付近 （概位 北緯33°56.6' 東経134°44.2'）
インシデントの概要	プレジャーボート拓洋丸は、航行中、主機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年10月8日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 拓洋丸、8.5トン 235-24262福岡、だい好き太宰府株式会社 ディーゼル機関（2基）、船内機、4サイクル、出力323.6kW （合計）、回転数毎分2,500、6気筒、ボア102.0mm、使用 燃料軽油、機関製造年月日不詳、平成2年6月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風力 5、視界 不良 海象：波高 約2～3m 日没時刻：17時37分ごろ 常用薄明終了時刻：18時02分ごろ
インシデントの経過等	本船は、船長が1人で乗り組み、徳島県徳島市所在のマリーナに回航する目的で三重県鳥羽市鳥羽港を出航し、約20ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で航行中、天候が悪化したが、船長は荒天が長くは続かないと思い、速力を約5knに減じて北西進していたところ、右舷主機が停止し、続いて左舷主機も停止した。 船長は、両舷主機の再始動を数回試みたが始動できなかったため、運航不能と判断し、118番通報して救助を要請した。 本船は、来援した巡視船の搭載艇により阿南市 橘 港にえい航された。 船長は、本船がえい航された後、両舷主機の燃料油系統を点検したところ、両舷主機の燃料フィルタに燃料タンク底部にたまっていたゴミ等が詰まって燃料油が供給されなくなっている状態を認め、両舷主機の燃料フィルタを交換してプライミングを行い、両舷主機が始動することを確認した。 船長は、速力を減じてから約2時間後に両舷主機が停止した際、荒

	天による船体の大きな揺れが続いていて、燃料フィルタの点検を海上で行うことができなかった。 船長は、燃料タンクの清掃を7年以上行っていなかったのも、荒天下の航行を続けて船体が大きく揺れたことにより、スラッジが攪拌^{かくはん}されて燃料取出口から燃料油配管の中に入り、両舷主機の燃料フィルタに詰まったのではないかと本インシデント後に思った。
分析	本船は、燃料タンクの清掃が7年以上行われていない中、荒天下を航行中、両舷主機の燃料フィルタにゴミ等が詰まったことから、燃料油が供給されなくなり、両舷主機が停止して始動できなくなって運航不能となったものと考えられる。 本船は、荒天下の航行が続いて船体が大きく揺れたことから、燃料タンク内のゴミ等が攪拌されて燃料取出口から燃料油配管の中に入り、両舷主機の燃料フィルタに詰まったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、燃料タンクの清掃が7年以上行われていない中、荒天下を航行中、両舷主機の燃料フィルタにゴミ等が詰まったため、燃料油が供給されなくなり、両舷主機が停止して始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶の船長は、定期的に燃料タンクの点検及び清掃を行うこと。